

韓国への小さな旅…①ソウルは1千万人の大都会

先月の14日(札幌)高崎・渡部法律事務所企画の「韓国平和の旅」に赴いた。友人達は「どうしてそんな治安の悪い所に行くの?!」「今行かない方がいいよ」「殺される」とまで忠告。それは私を思って言ってくれた言葉。私は「韓国の人はやさしいから大丈夫。反安倍内閣であっても反ジャパンじゃないから。私たちが反トランプでも反アメリカでないのと同じ」と答え、何の心配もなく出発。

ソウルまでは3時間とひとつ飛び。私は秀吉の朝鮮「征伐」の時はずい分かかったのだろうな等と思いを巡らしていたら、何とソウル市内に秀吉軍の増田長盛が陣を張ったという倭城という所に出くわした。南山山麓から徳寿宮というかつての王宮付近までの地域には、多くの秀吉軍の武将が陣地を構えたという。20世紀の日本の植民地時代には、明治町、本町、日出町などの町名があったと言う。

ソウルは1千万人の大都会。映画に出てくるような美しくスタイルの良い人やそうでない人、チマチョゴリを着てにこやかに歩く人(皆観光客)と活気がある。セブンイレブンやダイソーもあり、同じ顔のアジア人…一瞬ここは東京と錯覚するくらいのにぎやかさであった。その林立するビルの中に頑丈な石造りの一味違った建物が目につく。それは日本の植民地支配の時代、韓国への経済進出の主導権をにぎった三井財閥の直営である旧三越、現新世界百貨店、旧総督府・現国立中央博物館や銀行、ホテルなどである。

これらは花崗岩を積み重ねた荘重で豪壮な建物。韓国の主権を否定した日本の権威を植えつける場として、ヨーロッパの建築デザイン・技法も取り入れ、いわば日本帝国主義の象徴としての建物だったというお話であった。ソウル史蹟の解説は、元北大教授で現ソウル市立大学名誉教授から頂き、現物を前にしてのお話はリアルでわかりやすかった。これらの荘厳な建物はソウルの南側に集中していた。なぜか? … つづく

笹島 こう子

韓国への小さな旅 ……②韓国に日本の神社 (①よりつづき)

それは、ソウルの南側に住んでいた韓国人を北側に追いやり南側を日本人の居住地と決めたからです。銀行、ホテル、百貨店、庁舎などを造り本町と呼び大変栄えたそうです。これは米軍の沖縄統治に似ているのではないか?! 島内の16もの収容所に沖縄の人を閉じ込め、そこを出された時は墓や家の跡は基地になっていた。仕方なく基地の周りに密集して住まざるをえなかったと…。

韓国で意外だったのは乃木神社、京城神社など各地に神社跡があることでした。中でも最大の朝鮮神宮跡を歩きましたが、祭神は天照大神と明治天皇。朝鮮が今あるのは祭神のお蔭と参拝、宮城遥拝、日の丸掲揚、皇国臣民、勤労奉仕などを強要し、韓国人を苦しめました。親が名づけた名前を名乗ることは許されず、朝鮮全国民が日本名に改名させられ、学校で朝鮮語を話すと罰せられ、文化も土地も家も奪われ、どんな苦しさだったろうか。

「他人の土地をなぜ勝手に奪うのか」と抗議した年寄りも、その場で日本の憲兵に突き刺され殺された。ある町では教会に集まったクリスチャンが鍵をかけられ、数十人教会ごと焼き殺された。作り話ではなく憲兵、警察官、特高を多数送りこみ、こんな残虐なことが朝鮮半島の各地で行われた。これが日本の植民地支配だったのです。 つづく

笹島 こうこ

韓国への小さな旅

③……微用工

国際法違反？イエ安倍さんアナタが間違っています

10月16日夕食をチェ弁護士と共に。

東大とソウル大で学んだ日本語の堪能な方で開口一番「安倍首相は三権分立を知らないのではないか」と。安倍首相の「国際法に照らせばありえない」と、とくとくと述べている姿を見ている私は、あっその視点からか！？とドキッとしました。

韓国での微用工裁判は、民間人が日本企業という民間を訴えた裁判です。日本政府は裁判の当事者ではありません。ところが、すぐに韓国政府を非難し、ホワイト国の除外など経済的な報復措置をとり、深刻な国家間の対立になりました。チェさんは日本政府の対応は、「法の支配」三権分立の原則からみて問題があると言います。三権分立のもと、行政府は司法府の法解釈と判断を尊重しなければなりません。韓国政府も大法院判決を尊重すべき立場にあります。

ところが、その韓国政府に対して、大法院判決に反対する対応を求めているのが問題なのです。安倍さんは以前に「私は立法府の長である…」ナンテことも言いましたネ。

日本政府が「国際法違反」とする根拠はどこにあるのでしょうか。1965年の日韓請求権協定で「完全かつ最終的に解決された」と合意したのに今更というのです。しかしこれまで日本政府は「協定で放棄されたのは国の外交保護権(国としての請求権)であり個人の請求権は消滅していない」という解釈をしてきました。河野太郎外相(当時)は「個人の請求権が消滅したと申しあげるわけではございません」と認めています。(2018・11・14衆院外務委)

個人の請求権が消滅していないなら、被害者である元微用工と加害企業の間で和解を求め、話し合いによる問題解決は法的に可能です。国対国ではなく人間の尊厳の救済ですとチェ弁護士はまとめました。

私は道新(12/20)にも登場したチェ弁護士のお話を聞いていて、同じ事情にあった中国の強制連行被害者が起こし

た裁判を思い起こしました。タコ部屋と言われた過酷な労働、粗末な食事、組頭による暴力、賃金の未払いなどで、西松建設を相手におこした裁判です。日本の最高裁は、個人の請求権を認め、日本政府や企業に自主的な解決を促しました。西松建設は被害者と和解、謝罪し、和解金を支払っています。(2009年)和解の企業は複数ありました。

安倍首相は「日本企業は話し合いに応ずるな」とけん制し、日本の企業は原告に門前払いを喰わせています。中国にできた事がなぜ韓国でできないのか？1965年の日韓請求権協定はスンナリ結ばれたものではありません。「日本の植民地支配の責任と反省、謝罪に一切触れていない。経済問題で解決するな」と日本中に反対の運動が起こりました。私は21才で何度もデモに参加しているので、克明に覚えているのです。国会上程は2回阻止できましたが3回目に締結。韓国は朴軍事政権(パク・クネの父親)、日本はのちに沖縄と核密約を結んだ佐藤栄作首相でした。

当時、世界は冷戦下にあり、アメリカはうそのトンキン湾事件をでっちあげ、ベトナムの北爆を開始した時期でした。この日韓協定の背後にアメリカの思惑があったと言われていています。肝心なことを曖昧にして政治決着させたことが、慰安婦、微用工の問題として出てきていると思います。

イラン周辺、中東への派兵に海上自衛隊が1/11日、家族に涙ながらに見送られました。安倍首相は日本の朝鮮植民地支配を認めたなら、自衛隊の派兵がやりづらくなるととらえているのでしょうか。 つづく 笹島こうこ



ソウル空港で思わぬ
友好的な歓迎を受け
驚く筆者！